

静岡県公安委員会規程第12号

仮免許関係事務の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月30日

静岡県公安委員会委員長 松 永 由弥子

仮免許関係事務の実施に関する規程の一部を改正する規程

仮免許関係事務の実施に関する規程（平成6年静岡県公安委員会規程第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(受託法人の遵守事項)</p> <p>第4条 仮免許関係事務を委託された法人（以下「受託法人」という。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 免許申請書を受理するに当たっては、規則第17条第2項から第4項まで及び第18条の規定並びに公安委員会が定めた条件に基づき、適正に行うこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(仮免許試験の申請手続)</p> <p>第7条 仮免許試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、仮免許申請書、質問票（規則別記様式第12の2）、規則第17条第2項及び第3項に規定する関係書類及び写真を、受託法人に提出し、又は提示するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(受託法人の遵守事項)</p> <p>第4条 仮免許関係事務を委託された法人（以下「受託法人」という。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 免許申請書を受理するに当たっては、規則第17条第2項から第5項まで及び第18条の規定並びに公安委員会が定めた条件に基づき、適正に行うこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(仮免許試験の申請手続)</p> <p>第7条 仮免許試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、仮免許申請書、質問票（規則別記様式第12の2）、規則第17条第2項から第4項までに規定する関係書類及び写真を、受託法人に提出し、又は提示するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。